

弁護士
に聴く



判例から見る
労働トラブルの
防止対策

弁護士 森 美穂 51



セクハラ被害申告後の対応

(1) 財務省の事務官トツ
プが、記者に対するセク
ハラ（セクシユアル・ハ
ラスメント）疑惑で辞任
しました。この件では、記
者の被害申告を受けた
使用者（報道機関）の対
応も問題とされています。

(2) 新聞輸送事件（東京
地裁平成22年10月29日判
決）は、セクハラ行為へ
の事後対応が不適切であ
ったとして、会社がセク
ハラ行為者の上司に対し
て行つた降格処分の有効
性が問題となつた事件で
す。

(3) X₁はY社の営業部次
長、X₂はY社の総務部副
部長の地位にあり、派遣
社員のZはX₂の下で総務
部長をしていました
こと、を求めており、こ
れに対する措置を適正に行
うことを確認できること、
セクハラが確認できた場合
は、行為者及び被害者に
確に確認すること、(2)セ
クハラが確認できた場合
は、行為者及び被害者に
対する措置を適正に行う
ことを求めており、こ



れに沿つた対応ができて
いたかが、今後、法的問
題として問われる可能性
もあります。

(4) 裁判所は、X₁の行為
に対する評価を免れな
い。

(5) X₂の判断に対する評
価が不満を表明していたの
が、Y社は降格処分を実施
したことから、X₂はその
有効性を争つたのです。

(6) X₁は君に好意を持つ
こと、を求めており、Zに對
して次のとおり判断しま
した。

① X₂は総務部副部長の
地位にあり、被害申告に
対する措置を適正に行う
ことを確認できること、
セクハラが確認できた場合
は、行為者及び被害者に
対する措置を適正に行う
ことを求めており、こ

た。
X₂はZから、「勤務終了後に他の同僚とともに飲食をしてカラオケ店に行つた後、酒に酔い嘔吐したのを見たX₁からタクシーでの帰宅を勧められ、同乗したX₁にタクシー内でスカートをまくられて」とセクハラ被害の申告を受けました。

対応し適切に処理すべき職責を負っていたのに、X₁が旧来の同僚であつたことから、X₁から電話で事情を聴取して説明を受けたに過ぎない段階で、安易に「嘔吐物がタクシーの座席に付きそうだつたからスカートの裾を指でつまんで引っ張り上げただけだ」というX₁の説明を真実と信じ、被害申告事実はZの誤解と判断した。X₂が負つていた職責に照らして判断に至る調査方法が不適切、調査内容も不十分であり、その判断姿勢も、公平、中立さに欠けるとの評価を免れな

いか」「彼にバッグでも買つてもらつたらいいよ」などと二次被害を与えかねない不謹慎、不適切な言動を行い、Zに退職を決意させて事態を深刻化させた。

③ X₂が、その職責に相応しい責任を全うしていなかつたことは明らかであり、その降格処分には合理的な理由があり、Y社の有する人事権の裁量の範囲内の措置として有効である。

④ この裁判例は、Y社のX₂に対する降格処分の有効性を判断したものですが、その裏返しとして、

事業主が従業員からセクハラ行為の申告を受けた場合には、公平・中立な調査を実施すること、被害を訴えた者に二次被害を与えるよう配慮することを厳しく求めたものと言えます。

（森法律事務所所長、愛知労働局紛争調整委員）